

## 大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の推進及び若年世代の移住・定住促進を図るため、新婚世帯の住居費及び引越費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号）及び補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに取得し、又は賃借した住宅（以下「新居」という。）に要した費用のうち、当該新居の取得費又は賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当相当額を控除するものとする。
- (3) 引越費用 新居に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (2) 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（1月から3月までの間に申請する場合は、申請日の属する年の前々年。以下同じ。）の所得を証明する書類を基に、新婚世帯の所得を合算した額が400万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める計算方法により算出した額が400万円未満であること。

ア 新婚世帯の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合

離職した者は所得がないものとして算出

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合  
所得を証明する書類をもとに算出した新婚世帯の所得から申請日の属する前年の貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出

- (3) 申請日において、夫婦の双方が本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、住民基本台帳に記録されている住所が新居の所在地となっていること。
- (4) 申請日から2年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (5) 新婚世帯に市税の滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく補助金（他の自治体を実施するものを含む。）を受けたことがないこと。
- (8) 新婚世帯に大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等を含まないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の住居費及び引越費用は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われた支出を対象とする。なお、住居費のうち賃借に係るものの期間の始期は夫婦双方が同居を始めた日からとし、当該期間に1か月未満の端数があるときは、端数期間中の支出額は日割りにより算出するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間に、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類
- (2) 新婚世帯の住民票の写し(個人番号の記載がないものに限る。)
- (3) 新婚世帯の所得を証明する書類
- (4) 新婚世帯に市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(第3条第2号イに該当する場合に限る。)
- (6) 新居の契約書の写し
- (7) 住宅手当支給証明書(別記第2号様式)(第2条第2号ただし書に該当する場合に限る。)
- (8) 誓約書(別記第3号様式)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに掲げる書類により証明すべき事項について、市が保有する公簿等により確認することができる場合は、個人情報確認同意書(別記第4号様式)の提出をもって当該書類の提出を省略することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付決定・却下通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(変更交付申請等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに大網白里市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(別記第6号様式)に第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、大網白里市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定・却下通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、令和5年3月31日までに、大網白里市結婚新生活支援事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に領収書等の必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(確定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付すべき額を確定し、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 交付決定者は、前条の規定により市長が補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式 (第 5 条第 1 項)

大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大網白里市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

大網白里市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 新婚世帯について

婚姻年月日		年 月 日				
申請者	氏名		生年 月日	年 月 日	年齢 (婚姻日現在)	歳
	住民 登録日	年 月 日				
	所得額	現在、無職である <input type="checkbox"/> はい (離職した時期: 年 月 日) <input type="checkbox"/> いいえ 貸与型奨学金の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円 (貸与型奨学金を控除した額)				
配偶者	氏名		生年 月日	年 月 日	年齢 (婚姻日現在)	歳
	住民 登録日	年 月 日				
	所得額	現在、無職である <input type="checkbox"/> はい (離職した時期: 年 月 日) <input type="checkbox"/> いいえ 貸与型奨学金の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円 (貸与型奨学金を控除した額)				

## 2 補助金申請額について

住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額	円… (A)	
住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日	
	補助対象居住期間	年 月から 年 月まで 月分	
	家賃 円	左の合計額 (月額) 円… (B)	
	共益費 円		
	住宅手当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	月額 円… (C)	
	実質家賃負担額 (D) = ((B) - (C)) × 月数	月額 (D) × か月 = 円	
	その他住居費 (E)	敷金	円
		礼金	円
仲介手数料		円	
日割家賃		円	
日割共益費		円	
	小計 (E)	円	
引越費用	新居に引越しを行った日	年 月 日	
	費用 (F)	円	
合計 (G)	(A) 又は (D) + (E) + (F)	円	
補助金申請額	(G) のうち、30 万円を上限に記載してください。(1,000 円未満切り捨て)	円	

第2号様式（第5条第1項第7号）

大網白里市長 様

給与等の支払者

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

1 住宅手当支給対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

年 月	支給額	年 月	支給額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住居に関して事業主が住宅手当支給対象者に対し支給又は負担するすべての手当です。
- 2 現住所の家賃に対する住宅手当を各月の支給額欄に記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 4 支給していない月は、支給額の欄に「0」を記入してください。

第3号様式（第5条第1項第8号）

誓 約 書

大網白里市長 様

- 1 私と配偶者は、申請日から2年以上継続して大網白里市に居住します。
- 2 私と配偶者は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。
- 3 私と配偶者は、過去にこの制度に基づく補助（他の自治体を実施するものを含む。）を受けたことはありません。
- 4 私と配偶者は、大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例15号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 5 内閣府及び本市による本事業実施に係るアンケート等に協力します。
- 6 誓約及び申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。

上記のとおり誓約します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

(申請者)

氏 名 \_\_\_\_\_

(配偶者)

氏 名 \_\_\_\_\_

第4号様式（第5条第2項）

大網白里市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

(申請者)

氏 名 \_\_\_\_\_

(配偶者)

氏 名 \_\_\_\_\_

個人情報確認同意書

私は、大網白里市結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、市が保有する下記の私に関する情報について、当該補助金に関する事務に限り、市長又はその指定する者が閲覧又は取得することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳
- 2 所得情報
- 3 市税の納税状況（滞納の有無）

第5号様式（第6条）

第 号  
年 月 日

大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付決定・却下通知書

住 所

氏 名 様

大網白里市長

大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 交付決定

交付決定額 円

交付条件

2 却 下

不交付の理由

第6号様式（第7条第1項）

大網白里市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

大網白里市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された大網白里市結婚新生活支援事業補助金について下記のとおり変更したいので、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

住居費用 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額	円… (A)
住居費用 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日
	補助対象居住期間	年 月から 年 月まで 月分
	家賃 円	左の合計額 (月額) 円… (B)
	共益費 円	
	住宅手当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	月額 円… (C)
	実質家賃負担額 (D) = ((B) - (C)) × 月数	月額 (D) × カ月 = 円
	その他住居費 (E)	敷金
礼金		円
仲介手数料		円

		日割家賃	円
		日割共益費	円
		小計 (E)	円
引越費用	新居に引越しを行った日	年	月 日
	費用 (F)		円
合計 (G)	(A)又は (D) +(E) +(F)		円
補助金申請額 (変更後)	(G) のうち、30 万円 を上限に記載してくださ い。(1,000 円未満切り 捨て)		円

第7号様式（第7条第2項）

第 号  
年 月 日

様

大網白里市長

大網白里市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定・却下通知書

年 月 日付けで変更申請のあった大網白里市結婚新生活支援事業補助金について、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 変更申請の決定

補助金変更交付決定額 円

交付の条件

2 変更申請の却下

却下の理由

第8号様式（第8条）

年 月 日

大網白里市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

大網白里市結婚新生活支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された大網白里市結婚新生活支援事業補助金について、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

住居費用 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額	円… (A)	
住居費用 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日	
	補助対象居住期間	年 月から 年 月まで 月分	
	家賃 円 共益費 円	左の合計額 (月額) 円… (B)	
	住宅手当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	月額 円… (C)	
	実質家賃負担額 (D) = ((B) - (C)) × 月数	月額 (D) × カ月 = 円	
	その他住居費 (E)	敷金	円
		礼金	円
仲介手数料		円	
日割家賃		円	
日割共益費		円	

		小計 (E)	円
引越費用	新居に引越しを行った日	年 月 日	
	費用 (F)		円
合計 (G)	(A) 又は (D) + (E) + (F)		円
実績報告額	(G) のうち、30 万円を上限に記載してください。 (1,000 円未満切り捨て)		円

※ 住居費又は引越費用を支払ったことを証する書類を添付すること。

第9号様式（第9条）

第 号  
年 月 日

様

大網白里市長

大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった大網白里市結婚新生活支援事業補助金の交付について、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第10号様式（第10条）

大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

大網白里市長

住 所

氏 名

電話番号

大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先金融機関

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	本店 支店
預貯金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義			

第 1 1 号様式 (第 1 1 条第 2 項)

第 号  
年 月 日

様

大網白里市長

大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した大網白里市結婚新生活支援事業補助金については、大網白里市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定によりその (全部・一部) を取消したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 取消しの区分

全部 ・ 一部

2 取消し後の交付決定額

補助金取消し後交付決定額 円

3 取消しの理由

教示

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大網白里市長に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大網白里市を被告として (訴訟において大網白里市を代表する者は大網白里市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。